

検定協会だより

3

令和3年3月
第483号





目次

巻頭のことば

- 1 「安心協働都市にいがた」の実現に向け

新潟市消防局長 小林佐登司

国際会議報告

- 4 ISO/TC21/SC6/WG4 WEB 国際会議報告

消火・消防設備部 消火設備課 主幹検定員 佐々木 寛

協会情報

- 7 消防機器早わかり講座 光警報装置

- 12 「感度試験機」の更新について

消火・消防設備部 消火設備課

おしらせ

- 14 令和3年度消防防災科学技術賞作品募集について

消防庁消防研究センター

- 21 有効期限を経過した受託評価品目

- 22 協会通信・業界の動き・
消防庁の動き

- 26 検定・性能評価・受託評価数量
(令和3年2月)

- 24 新たに取得された型式一覧

令和3年3月号

<http://www.jfeii.or.jp>

「安心協働都市にいがた」の 実現に向け



新潟市消防局長
小林 佐登司

令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災された皆様には謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地域の日も早い復旧をお祈り申し上げます。

はじめに

新潟市は、日本一長い信濃川と日本第2位の水量を誇る阿賀野川の河口部に位置し、安政5年に開港5港の一つに指定され、花街文化など古くからの歴史ある「みなとまち」です。

明治22年の市制施行以来、平成17年に近隣13市町村との合併により人口80万人余りの本州日本海側最大の都市となり、平成19年には政令市に移行し現在に至っています。

本市は、日本海、信濃・阿賀野の両大河、福島潟、鳥屋野潟、ラムサール条約登録湿地である佐潟といった多くの水辺空間や里山などの豊かな自然に恵まれ、日本一の水田面積を誇る大農業都市として発展してきました。

広大な越後平野では、米のほか、野菜、果樹、花きなどの多彩な作物が生産されており、中でも「新潟すいか」「くろさき茶豆」「ル・レクチェ（洋梨）」などはブランド化され、全国的な認知度は向上しています。市内では、自然や風土を活かした観光ワイナリーや年間を通して収穫体験ができる観光果樹園のほか、「フードメッセ in にいがた」や「にいがた食の陣」といった「食」に関連する多くのイベントが開催さ



みなとまち新潟



古町芸妓

れています。残念ながらコロナ禍の影響により昨年、今年と中止になりましたが、毎年3月には地酒の試飲イベントである「にいがた酒の陣」が開催され、市内15の酒蔵を含む県内約90の酒蔵から500種類を超える銘柄が提供され大勢の観光客で賑わっています。

民間企業と連携した火災予防

本市の令和2年の火災件数は140件、死者数（放火自殺除く）は3人であり、政令市移行後では最も少ない死者数となりました。その要因の一つは、当消防局の重点施策として、地域との協働による火災予防啓発を消防団や防火協力団体と連携して推進していることがあげられます。特に火災による死者に占める高齢者の割合が高いことから、消防職員や消防団員による高齢者等への防火指導に加え、地域包括支援センターのケアマネージャーやホームヘルパー等から高齢者家庭訪問時に火災予防リーフレットを配布していただくなど、地域や市福祉部局との連携を強化しています。

さらに、令和元年10月に市内都市ガス事業者4社との連携協定を締結し、ガス機器の定期点検時に併せ、住宅用火災警報器の点検を含めた火災予防啓発に協力いただいています。本市の都市ガス利用世帯は市内全体の約85%と非常に高い割合を占めており、今後も大きな効果が見込まれます。



住警器普及啓発ポスター

地域防災力の育成

地域防災力の向上を図るためには消防団の充実強化が必要不可欠です。全国的に消防団員の減少が憂慮されている中、本市消防団は約6,000人という規模を維持し、各種災害対応に加え、自主防災訓練指導や幼児防火教育など地域に密着した活動を実施しています。さらに、令和2年4月から大学や専門学校に在籍している学生消防団員を機能別団員として制度化しました。学生消防団員は、各種イベントにおける広報や自主防災訓練指導などの活動を通して地域に貢献するとともに、将来の地域防災の担い手としても期待されています。また、当消防局では、小学生を対象とした消防教育「リトルファイヤースクール」を実施しています。各小学校の社会科や体育の授業の一環として消防職員がゲスト講師となり、火災予防の授業や応急手当などの体験を通して、防火思想の普及啓発を図っています。



リトルファイヤースクール

にいがた救命サポーター制度

本市では、救命率の向上を図るために「市民」「消防」「医療」による救命の連鎖を推進しており、バイスタンダーの養成や医療関係者との連携強化に努めています。中でも、市民による目撃のある心原性心肺停止傷病者の社会復帰率向上に向け、指令管制センターによる口頭指導體制の強化や医師との連携による救急ステーションの効果的な運用に加え、「にいがた救命サポーター制度（以下、「サポーター制度」という。）」を推進しています。具体的には、サポーター制度に協力いただける事業所のAED情報を消防指令管制システムに登録することで、119番通報を受信した指令課員が通報場所近くに設置されているAEDを地図上で確認することができます。この情報を通報者に伝えることでAEDを有効に活用できるほか、可能な事業所には指令管制センターから連絡し、速やかにAEDを救急現場に届けるとともに心肺蘇生を実施していただきます。

平成28年4月から運用を開始し、現在では1,500件を超える事業所から登録していただいています。これまでの運用実績は99件あり、現場に協力事業所のAEDが持ち込まれ、除細動（電気ショック）が実施された件数は23件で、そのうち19名の方が社会復帰されています。

今後も、一人でも多くの命を救うためにサポーター制度を推進し、ともに助け合える地域社会を目指していきます。



おわりに

今、新型コロナウイルス感染症の拡大は、全世界に大きな影響を与え、既に尊い多くの人命が犠牲となっただけではなく、私達の生活様式や働き方にも大きな影響を与えています。しかしながら、動画配信サイトを利用した火災予防広報やWeb会議・研修の実施などこれまでにない取り組みも増えており、コロナ禍による制約が各種業務のあり方を見つめ直す契機となり、敢えてコロナ禍だからこそ出来る新たな可能性を見出す機会でもあると感じています。

当消防局では、今後も地域や民間事業者との協働による火災予防や応急手当の普及啓発をより戦略的に展開し、市民が安心して暮らせる「安心協働都市にいがた」の実現を目指します。

結びに、貴協会のますますのご発展と全国の消防関係機関の皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、巻頭の言葉とさせていただきます。



ISO/TC21/SC6/WG4 WEB国際会議報告

消火・消防設備部 消火設備課
主幹検定員 佐々木 寛

1. はじめに

ISO/TC21/SC6/WG4（水性消火剤）国際会議が、令和3年1月22日に、WEB上で開催された。

筆者は、その報告を行うものである。

日本からの出席者は、佐澤潔氏（SC6国内委員長）及び筆者であった。

2. 報告概要

ISO/DIS 7203-4（クラス A 泡消火剤）の投票に際して寄せられた、規格案に対する各国のコメントについて議論を行った。

日本からは、付属書にある毒性情報の提供について、国内法に準拠した毒性情報を提供することにより規定を満たすことから、要求事項とすることを認めた。

ドイツ及びイギリスから、引火点の要求事項を削除したいとの意見があり、削除された。

また、消火試験の方法については、規格発行後の定期見直し時に提案を募り、修正をすることが合意された。

3. ISO/TC21/SC6/WG4 報告

(1) 日程

令和3年1月22日（金）16:00～18:00

(2) 出席者（敬称略）

（コンビーナー）

Thomas Leonhardt（ドイツ）

（委員）

Blake M. Shugarman（アメリカ）

Christian Elze（ドイツ）

Evgenii Baranov（ロシア）

佐澤 潔、佐々木 寛（日本）

(3) 議事資料

① WG4議事次第（案）

② ISO/DIS7203-4（クラス A 泡消火剤）の各国コメント

(4) 議事概要

① 参加者の確認

コンビーナーが参加者の確認を行った。

② 開会の辞

コンビーナーから開会の挨拶が

あった。

③ 議事次第（案）の承認

議事次第（案）を検討し、承認した。

④ ISO/DIS 7203-4の各国コメントに対する議論

ISO/DIS 7203-4の投票で寄せられた各国コメントへの対応について、次のとおり議論を行った。

ア 消火試験方法について、ドイツ、ロシア及び日本から、消火者の技術レベルによらない、消費者ニーズに沿った、より良い試験方法にするほうが良いとの意見が出された。

しかし、DIS投票を終えた段階で、新たな消火試験方法を検討し、投票で承認を得ることが時間的に難しいことから、次回の定期見直し時に修正することになった。

イ 毒性情報について、日本から要求事項に当たる normative ではなく、情報に当たる informative にしたほうが良いとの意見が出されていたが、国内法に準拠した毒性情報を提供することにより要求事項を満たすことから、normative を維持することに同意した。

ウ 引火点の要求事項について、イギリス及びドイツから削除したほうが良いとの意見が出された。

議論の結果、7203シリーズの規

格すべてから削除することになった。

また、ロシアから泡消火剤の定義で、発泡倍率が20倍から21倍までの間の泡消火剤がどの種類にも当たらないのではないかと意見が出された。

議論の結果、定義のうち「21倍から200倍まで」を「20倍を超えるから200倍まで」に修正することになった。

エ クラス A 泡消火剤と粉末消火剤との混合使用について、イギリスから当該規定は、試験方法がクラス A 泡消火剤に適していないことから変更したほうが良いとの意見が出された。

議論の結果、当該規定を削除することになった。

その他、編集上の訂正が行われ、修正が行われた規格案を最終段階及び発行に向け、SC6国際事務局へ送付することになった。

⑤ Wetting Agent の新規作業項目投票結果

コンピーナーから、新規作業項目投票が行われた Wetting Agent について、作業を開始することが承認されたとの報告がなされた。

続けてコンピーナーから、今日の会議で議論を行うか各国に尋ねたが、すべての国が改めて別の会議で議論

したいとの意見だったことから、今回は行わなかった。

また、以前から議論になっている Wetting Agent の規格番号について、各国に尋ねたところ、日本、ロシア及びアメリカは、7203シリーズは泡消火剤のシリーズであることから、泡を生成しない Wetting Agent は独立した規格番号としたほうが良いとの意見を支持した。

一方、ドイツは、他の泡消火剤の規格と比較して多くの試験が同じであることから、7203シリーズのパート5としたほうが良いとの意見を支持した。

規格番号については、今後も議論していくことになった。

⑥ その他

コンビーナーから、他に議題がないことが確認された。

⑦ 次回の会議予定

次回の ISO/TC21/SC6/WG4 国際会議は、コンビーナーから 2～3 か月以内に新規作業項目である Wetting Agent の作業について、WEB 会議形式で開催したいとの提案があり、承認された。

以上で、閉会となった。

4. むすびに

最後になりましたが、この会議に対してご協力いただきました一般社団法人日本消火装置工業会及び ISO/TC21 事務局に感謝を申し上げます。



消防機器早わかり講座

光警報装置

技術基準 光警報装置の設置に係るガイドライン（平成28年9月6日 消防予第264号）

設置基準 同上

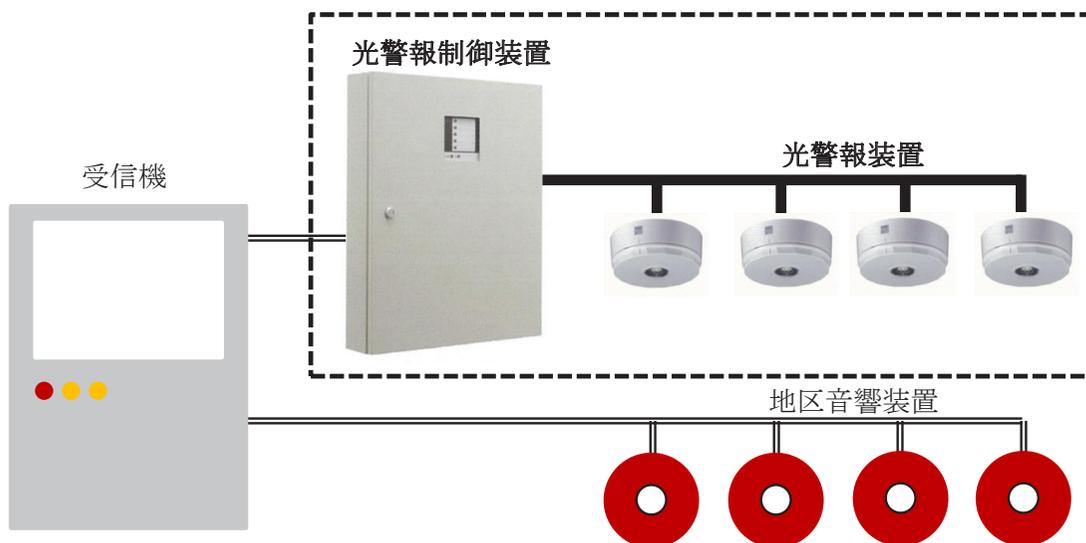


光警報装置

<光警報装置とは>

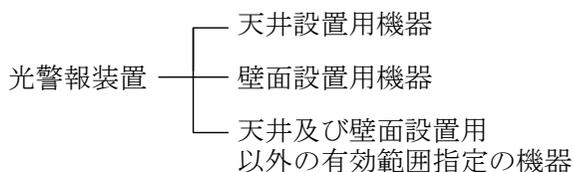
光警報装置は、光警報制御装置と光警報装置で構成され、自動火災報知設備の受信機又は中継器から、音響や光による警報を発するための信号を受け、光により火災の発生を防火対象物の関係者に報知するものです。主に不特定多数の人が利用する大規模な施設（大規模な空港、駅その他これらに類する防火対象物）や聴覚障がい者が主に利用する福祉施設に設置されます。

下図は光警報制御装置と光警報装置のシステム構成の一例です。なお、光警報装置は、光警報制御装置を介さず直接受信機又は中継器に接続することも可能です。



1 光警報装置の種別

光警報装置は、次のとおり区分されます。



上記区分の他に、下記ア～エの区分があります。

ア 電源方式（外部電源方式・電池方式）

外部電源方式のものは、受信機又は光警報制御装置から電源を供給されます。電池方式のものは、電池から電源を供給されます。

電池式のものは、電池の電圧が光警報装置等を有効に作動できる電圧の下限値となった場合に、その旨を受信機に自動的に発信するか168時間以上点滅表示等により自動的に表示し、電池電圧の低下を知らせます。

イ 無線式

受信機との間の信号又は光警報制御装置との間の信号を無線により発信又は受信します。

ウ 同期機能付

他の光警報装置と点滅を同期させる機能を有しています。

エ 防雨型

散水試験（清水を雨状で吹き付けた場合、試料の内部に正常な動作を阻害するような浸水がないことを確認する試験）に適合したもので、屋外に設置ができます。

2 構造及び機能

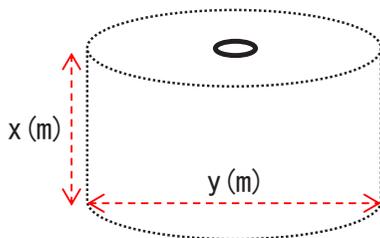
(1) 光警報装置の光特性

光警報装置から発する光の方向に垂直な面で0.4ルクス以上の照度を確保できる範囲を有効範囲と言います。有効範囲は、光警報装置の区分に応じ次の距離で表されます。

ア 天井設置用機器

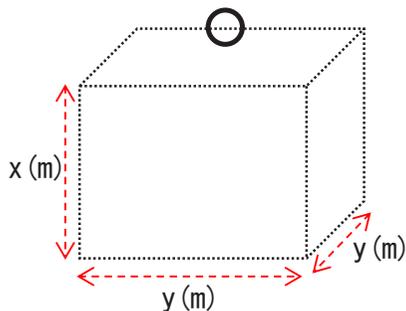
(ア) 有効範囲は高さ x メートル、直径 y メートルの円柱の範囲。

- (イ) x は2.5メートルから10メートルの間で機器を設置できる高さを示す。
- (ウ) y は機器を天井高さに設置した時の対象円柱範囲の直径をメートルで示す。



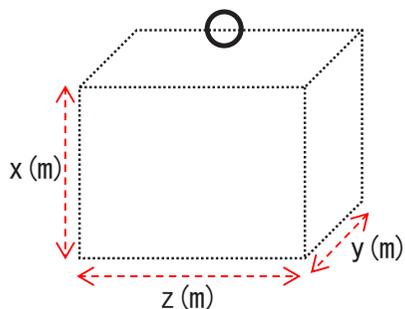
イ 壁面設置用機器

- (ア) 有効範囲は高さ x メートル、直径 y メートルの立方体の範囲。
- (イ) x は機器の壁面最大高さを示し、最小値を 2.4メートルとする。
- (ウ) y は機器の対象とする四角の一辺の幅をメートルで示す。



ウ 特定設置用機器（天井設置用機器及び壁面設置用機器を除く。）

- (ア) 有効範囲は依頼者が申請する範囲で設置上支障ないと認められる範囲。
- (イ) x は機器の壁面へ設置できる最大高さをメートルで示す。
- (ウ) y は機器の対象とする四角の正面方向の幅をメートルで示す。
- (エ) z は機器の対象とする四角の横幅方向の幅をメートルで示す。



(2) 発光及び点滅

光警報装置の点滅については、次のとおり定められています。^{※1}

ア 点滅周波数は、0.5ヘルツ以上、2.0ヘルツ以下であること。

イ 同一空間内にある光警報装置にあっては、点滅の周期を同期させること。

ウ 同期機能を有するものにおいて、光警報装置間の同期の遅延時間は0.05秒以内にする。

光警報装置の発光については、次のとおり定められています。

エ 発光は、立ち上がりエッジから立ち下りエッジの時間が0.2秒を超えないパルス波とすること。

オ 最大光度は、500カンデラ以下であること。^{※2}

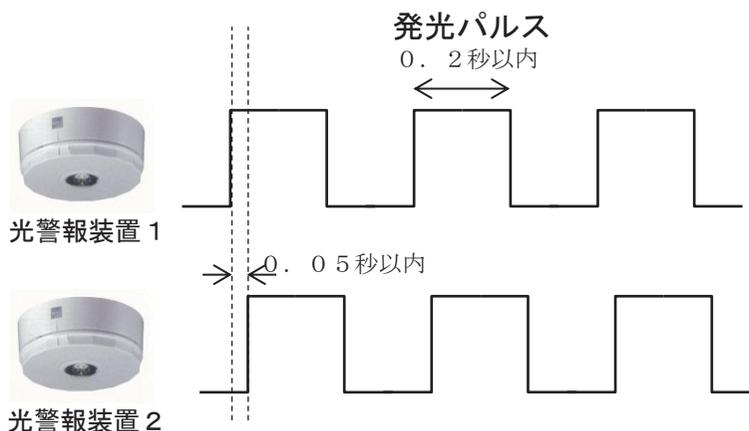
カ 白色光であること。^{※3}

※1 光警報の点滅については、光感受性でんかん発作を防止するため定められています。

※2 最大光度は、発光が強すぎるにより避難等の妨げになることを防ぐため、上限値が設けられています。

※3 警報として代表的な発光色には白色と赤色がありますが、赤色光は減衰しやすいこと及び色覚に異常がある方には気付かれにくいいため、発光は白色光と定められています。

下図は、光警報装置の発光パルスの一例です。上記のとおり、発光パルスの幅（発光している時間）は0.2秒以内と定められています。また、同期機能付の場合、下図の光警報装置1と光警報装置2の発光パルスの立ち上がり時間の差（発光するタイミングのずれ）は0.05秒以内と定められています。



認証区分	品質評価
根拠条文	消防法第21条の36
制度の概要	検定協会が基準に適合することを検査し、合格の表示を付す。(法的拘束力はない)

<表示>

○ 届出番号

日本消防検定協会において、光警報装置又は光警報制御装置の形状、構造、材質、成分及び性能が、基準等に適合するものに付与された番号です。光警報装置には『品評光第〇〇～〇〇号』、光警報制御装置には『品評光制第〇〇～〇〇号』という形式で表記されます。

○ 型式適合評価合格の表示

日本消防検定協会では、依頼者（製造者）からの依頼を受けた型式適合評価において基準に適合している場合、製品には、右図のような型式適合評価合格の表示がシールにより表示されます。



型式適合評価合格の表示(シール)
(シール大きさ:縦15mm×横15mm)



「感度試験機」の更新について

消火・消防設備部 消火設備課

閉鎖型スプリンクラーヘッド等の感度試験を実施するための感度試験機を更新しましたのでご紹介します。

1 概要

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第12条に規定されている感度試験にて使用する試験機です。他に、特定駐車場用泡消火設備の閉鎖泡水溶液ヘッドに係る試験等にも使用します。本機は、規格省令等で規定された温度及び風速の熱気流を風洞内に発生させ、投入された試料が作動するまでにかかる時間を測定することができます。

2 感度試験機の構成

感度試験機は、風洞、制御盤、恒温水槽及びコンプレッサーで構成されています。今回は、風洞及び制御盤のみ更新しました。以下に各構成機器の特徴・仕組みを示します。

(1) 風洞

風洞は、ステンレス製となっており、安全に試験が行えるよう、また、発生させた熱気流を維持するため、断熱が施されています。内部にはヒーターと送風機が組み込まれており、試験条件に必要な全ての温度、風速の熱気流を安定して発生させることができます。

今回の更新では、新たに送風機の軸の焼け付きを抑えるため、水冷による冷却機能を追加致しました。風洞上部には試料の投入部が設けられていますが、様々な試料に対応できるよう、閉鎖型スプリンクラーヘッドを取り付けるねじ径 R1/2及び R3/4に対応したマウントに交換できる仕様としました。



写真 1 : 感度試験機全体



写真 2 : 制御盤

(2) 制御盤

試験条件の温度や風速の制御のほか、空圧を試料取り付け部に印加する、投入および作動のタイミングを圧力により自動で検知し作動時間を表示する等の機能も有しています。なお、昇温しすぎた際には、安全を確保するため自動でヒーターが切れる仕様となっており、また非常時には手動でも緊急停止が出来る仕様としました。

(3) 恒温水槽

水を循環させることにより試料の取り付け部を20℃に保つ装置です。今回は既設のものをそのまま使用しました。

(4) コンプレッサー

実際は、水等により充圧されるのですが、試験の都合上、試料に規定の空圧を加えるための装置です。加圧のタイミングについては制御盤により操作ができるようになっています。恒温水槽同様、既設のものをそのまま使用しています。

主要な仕様

風洞外形寸法	幅 2300mm × 奥行き 600mm × 高さ 1285mm
制御盤寸法	幅 570mm × 奥行き 630mm × 高さ 1850mm
風洞断面	20cm 角



消防防災 科学技術賞

応募受付期間

≫ 令和3.4.1(木)
~4.22(木)

■募集区分

▼消防職員・消防団員等の部

- A. 消防防災機器等の開発・改良
- B. 消防防災科学論文
- C. 原因調査事例

▼一般の部

- D. 消防防災機器等の開発・改良
- E. 消防防災科学論文

■表彰

優れた作品には、令和3年11月に行われる表彰式(東京都内にて開催予定)において消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。

- 6月頃に、応募作品の「概要」が消防研究センターホームページで公開されます。
- 表彰者は、9月頃に決定・公表される予定です。
- 詳細は、消防研究センターホームページ(<http://nrifd.fdma.go.jp>)をご覧ください。

令和2年度受賞作品



救急KYTシートの開発



電気プラグのプラスチック中の赤リンの検証



異常燃焼が火災に発展した石油ストーブの構造不具合に関する調査報告



消防団ポンプ車訓練シミュレーター~安全で確実な送水を当たり前のものにするために~

■連絡先

消防庁 消防研究センター 研究企画室

TEL : 0422-44-8331 FAX : 0422-42-7719

E-mail : hyosho2021@fri.go.jp

消防研究センターホームページ : <http://nrifd.fdma.go.jp>



令和3年度消防防災科学技術賞

応募要領

消防庁消防研究センター

1. 趣旨

消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を消防庁長官が表彰することにより、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的とします。

2. 主催

消防庁

3. 応募方法

3.1 応募者の区分

応募者の区分は次のとおりとします。

消防職員・消防団員等と、それ以外の個人又は団体とが共同で応募する場合は、主たる応募者の所属で区分します。

(1) 消防職員・消防団員等の部

消防職員・消防団員等の個人又は団体

(都道府県消防防災主管課、都道府県消防学校等の消防防災に係わる行政機関の職員を含む。)

(2) 一般の部

(1)以外の個人又は団体

3.2 作品の区分

作品の区分はそれぞれ次のとおりとします。

消防職員・消防団員等の部	一般の部
A. 消防防災機器等の開発・改良 消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等を開発又は改良したもの。	D. 消防防災機器等の開発・改良 消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等を開発又は改良したもの。
B. 消防防災科学論文 消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決又は考察したもの。	E. 消防防災科学論文 消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決又は考察したもの。または、消防防災分野における事項に関して検証や分析を行ったもの。
C. 消防職員における原因調査事例 消防機関において実施された原因調査で、消防防災科学技術の観点から解決又は考察したもの。	

3.3 応募方法

- ・応募書類は、別紙「応募書類作成要領」に則って、日本語で作成してください。
- ・応募書類は、応募様式（Microsoft Word 形式、消防研究センターホームページからダウンロードしたもの）と、それをPDF化したファイルの2種類をCDに保存し、下記宛先までお送りください。
- ・一個人又は一団体が複数の作品を送付する場合は、**作品数を明記の上、一枚のCDにまとめることができます。**
- ・応募書類の封筒表書き面に「消防防災科学技術賞応募書類在中」と朱書きで明記してください。
- ・発送記録や受領記録が残る形式で送付してください。
- ・応募書類以外の資料（カタログ、動画等）は、送付されても審査の対象となりません。

〈送付先〉

〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4丁目35番3号
消防庁消防研究センター 研究企画室

3.4 応募受付期間

令和3年4月1日（木）～4月22日（木）
4月22日（木）の消印を有効とします。

3.5 応募にあたっての注意事項等

(1) 共通事項

- ・過去に本表彰事業に応募されたものと同一の作品は対象外とします。
- ・6月頃に、すべての応募作品の「概要」（応募書類3頁）が消防研究センターホームページで公開されます。公開にあたり、本表彰事業への応募をもって今後の公開に同意したものとみなし、改めての意思確認は行いません。
- ・応募書類の個人情報等（写真の個人・団体や情報を含む）の取扱いには十分注意してください。
- ・必要に応じて、所属組織内で事前の了解を得ることをお勧めします。
- ・受理した応募書類の返却や、差替えはできません。
- ・応募書類の受理に関する問い合わせはお受けできません。
- ・応募者の個人（所属、氏名）あるいは団体名は、応募後の変更は出来ませんのでご注意ください（表彰状及び副賞の記載は、個人の場合は所属及び氏名で、団体の場合は団体名になります。）。

(2) 「消防職員における原因調査事例」の場合

- ・係争中の事例は応募できません。
- ・本区分の応募は、「消防職員」に限られます。

4. 審査及び評価のポイント

4.1 審査

- ・審査は、有識者で構成される選考委員会によって行われます。

4.2 評価のポイント

応募作品の審査にあたっては、消防活動に関わる現場の視点を重視します。

(1) 「消防防災機器等の開発・改良」の場合

技術的な創意・工夫を有するもの、安全性が担保されているもの、傷病者などに不利益を与えないもの、普及を推奨できるもので、今後の消防防災活動において活用が見込まれるもの。

(2) 「消防防災科学論文」の場合

技術的な創意・工夫を有するもの、先見性を有するもの、適切な検証がなされているもので、今後の消防防災の分野において応用・発展が見込まれるもの。

(論文の例)

- ・ 燃焼現象等に関する新たな学術的知見、及びそれをベースにした検証
- ・ アンケート等に基づく実態調査・考察
- ・ 事故予防・被害軽減の具体的な手法
- ・ 検証に基づく地域防災活動のあり方

(3) 「消防職員における原因調査事例」の場合

調査の過程が科学的根拠に基づいたもので、今後の原因調査の高度化や予防対策への寄与等、波及効果が期待されるもの。

5. 表彰

5.1 表彰者の決定・公表

表彰者は、9月頃に決定・公表される予定です。なお、応募者には結果を通知しません。

5.2 表彰の件数

表彰の件数は次のとおりです。

優秀賞		
消防職員・消防団員等の部における消防防災機器等の開発・改良		5件以内
消防職員・消防団員等の部における消防防災科学論文		5件以内
消防職員における原因調査事例		10件以内
一般の部における消防防災機器等の開発・改良		5件以内
一般の部における消防防災科学論文		5件以内
奨励賞		
消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文 及び 原因調査事例		3件以内

5.3 表彰式

表彰者には、11月に行われる表彰式（東京都内）において、消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。

5.4 受賞した表彰作品の発表及び掲載等

- ・ 受賞した表彰作品は、表彰式と同時開催の全国消防技術者会議（東京都内）におい

-
-
- て、口頭発表、又は展示発表を行うこととなります。
- ・受賞した表彰作品は、「本文」（応募書類 4 頁～）が全国消防技術者会議資料に掲載されるとともに、報道発表や広報媒体、ホームページ等で公開されます。
 - ・公表にあたり、本表彰事業への応募をもって今後の公開に同意したものとみなし、改めての意思確認は行いません。

6. 個人情報の取扱い

応募書類に含まれる個人情報については、作品の審査、表彰作品の発表及び事務局からの連絡業務においてのみ利用し、応募者本人の同意がある場合を除き、主催者以外の第三者に提供・開示することはありません。

7. 問合せ先

その他、ご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせ下さい。

消防庁消防研究センター 研究企画室
〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4丁目35番3号

電 話 : 0422-44-8331（代表）
F A X : 0422-42-7719（代表）
メールアドレス : hyosho2021@fri.go.jp

8. 参考

消防研究センターホームページ : <http://nrifd.fdma.go.jp>
消防防災科学技術賞 : http://nrifd.fdma.go.jp/exchange_collaborate/hyosho/index.html

応募書類作成要領

- ❖ 本要領に適合しない場合、審査出来ないことがあります。
- ❖ 以下の内容を熟読の上、要領に沿って作成して下さい。
- ❖ 応募様式は、消防研究センターホームページ(URL: <http://nrifd.fdma.go.jp>)からダウンロードして下さい。
- ❖ 令和3年度の応募様式には、紙面左上(ヘッダー)に(R3)が表示されています。

- 応募書類は、1. 表紙、2. 概要、3. 本文、で構成されるものとする。
- A4判(縦長)用紙片面に横書き、余白は天地各23ミリ、左右各25ミリとする。
- 通しのページ番号(現在のページ数/全ページ数)を右下に記すこと。

1. 表紙(必須 様式は区分ごとに異なる)

以下の項目について記入すること。

- (1) 応募者の区分(消防職員等・一般の別を明記)
- (2) 作品名
- (3) 応募者
 - (i) 個人の場合
 - ・所属、氏名には、フリガナ(全角カタカナ)を記入すること。
 - ・複数名で応募する場合、応募者は6名以内とし、主たる応募者を最初を書くこと。
 - (ii) 団体の場合
 - ・団体名には、フリガナ(全角カタカナ)を記入すること。
- (4) 他の公募等への応募状況

応募者(連名を含む)が、応募内容と関連した内容で、学会発表、投稿、他の表彰への応募又は受賞がある場合は、記入欄にその旨記入するとともに、その原稿等の書類を添付すること。
- (5) 連絡担当先(勤務先・自宅の別を記入)

連絡担当者所属、氏名、住所、電話番号、Fax番号、E-mailアドレスを記入すること。

2. 概要(必須 様式は区分ごとに異なる)

- ・ 1ページとする。
- ・ 日本語で作成すること。
- ・ 区分に応じて求められている事項を記入すること。

区分の共通項目 次について記入すること。

- (1) 作品名
- (2) 主たる応募者
- (3) 要旨と公開用の図、表、写真

要旨は280字以内で記入すること。
公開用の写真等は、「本文」の中から適したものを選び、電子データ(タテ3cm、ヨコ3cm)で貼り付けること。

消防防災機器等の開発・改良 次について記入すること。

- (1) 「開発」もしくは「改良」の区分
- (2) 機器の利用分野
- (3) 先行する開発・改良との相違（ある場合のみ）
これまでの表彰作品事例などを確認すること。（例 消防庁 HP、一般財団法人全国消防協会 HP）

消防防災科学論文 次について記入すること。

- (1) 先行する研究との相違（ある場合のみ）
これまでの表彰作品事例などを確認すること。（例 消防庁 HP、一般財団法人全国消防協会 HP）

消防職員における原因調査事例 次について記入すること。

- (1) 調査を行った機関（協力した機関も含む）

3. 本文（必須 様式は各区分で共通）

- ・16ページ以内で作成すること。
- ・日本語で作成すること。
- ・フォントはMS明朝、フォントサイズは11とし、38字/行、35行/ページ、英数字はすべて半角を使用すること。また、環境依存文字（機種依存文字）は編集の際に文字化けするため使用しないこと。
- ・最初に作品名を書くこと。
- ・見出しの付け方は、章「1. ○○○○○○」、節「1.1 ○○○○○○」とすること。
- ・参考文献がある場合は、本文末尾に記載すること。

図・表・写真

- ・「消防防災機器等の開発・改良」は、図若しくは写真のいずれかを**必須**とし、「消防防災科学論文」及び「消防職員における原因調査事例」は、図、表、写真を任意とする。
- ・図、表、写真の位置は左右中央に配置し、連番を振ること。連番、題名、キャプション（簡潔な説明文）は、図、写真の**下**左右中央に、また、表の**上**左右中央に記入すること。
- ・写真に文字や矢印などの注釈を入れ込む場合は、その写真全体をグループ化し（編集の際に図の注釈が欠落しないようにするため）、モノクロ印刷しても見えやすい色に調整すること。
- ・グラフ、データ、写真等を別資料から転載した場合は、必ず出典を明記し、掲載許可を得ること。

4. その他の注意事項

- ・「概要」及び「本文」は公開されるため、個人情報等の取扱いには十分注意すること。
- ・本要領に定められていない媒体（動画、カタログ、機器の実物等）は審査対象外とする。



有効期限を経過した受託評価品目

【非常警報設備・スピーカー】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
認評放第23～7～1号	H28.1.14	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目2番1号	TOA株式会社	R3.1.13
認評放第23～14～1号	H28.1.14	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目2番1号	TOA株式会社	R3.1.13
認評放第24～15～1号	H28.1.14	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目2番1号	TOA株式会社	R3.1.13
認評放第26～1～1号	H28.1.25	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目2番1号	TOA株式会社	R3.1.24

【漏電火災警報器受信機】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
E020301A	H26.4.1	愛知県瀬戸市暁町3番86	河村電器産業株式会社	H31.3.31
E020601A	H26.4.1	愛知県瀬戸市暁町3番86	河村電器産業株式会社	H31.3.31
E020602A	H26.4.1	愛知県瀬戸市暁町3番86	河村電器産業株式会社	H31.3.31
E020603A	H26.4.1	愛知県瀬戸市暁町3番86	河村電器産業株式会社	H31.3.31
E020604A	H26.4.1	愛知県瀬戸市暁町3番86	河村電器産業株式会社	H31.3.31
E020605A	H26.4.1	愛知県瀬戸市暁町3番86	河村電器産業株式会社	H31.3.31
E020606A	H26.4.1	愛知県瀬戸市暁町3番86	河村電器産業株式会社	H31.3.31
E020607A	H26.4.1	愛知県瀬戸市暁町3番86	河村電器産業株式会社	H31.3.31
E030401A	H26.4.1	東京都港区浜松町二丁目7番16号 第3小森谷ビル2階	泰和電気工業株式会社	H31.3.31

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

- 会議等開催情報 -

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

- 業務委員会 （令和3年2月10日）
- ・ 理事会議事録について
 - ・ 住宅用火災警報器関連の報告他
検定申請個数等の定例報告
 - ・ 製品情報センター運営会議結果について
 - ・ 事務局長会議の結果について
 - ・ 第15回検定等技術協議会（全体会議）
の開催について（日本消防検定協会）
 - ・ 資格者登録名簿、受講カリキュラムの
定期提出に関するお願い
 - ・ 委員長連絡会報告

○メンテナンス委員会

（令和3年2月16日）

- ・ 点検実務検討小委員会報告
- ・ 維持運用管理手法小委員会報告
- ・ 委員長連絡会報告

○技術委員会 （令和3年2月18日）

- ・ 火報システム技術検討小委員会報告
- ・ 特小用途拡大検討小委員会報告
- ・ 委員長連絡会報告

○設備委員会 （令和3年2月25日）

- ・ 設備性能基準化小委員会報告
- ・ 工事基準書改訂小委員会報告

- ・ 委員長連絡会報告

○システム企画委員会

（令和3年2月26日）

- ・ 火報企画小委員会報告
- ・ 光警報装置設置啓発映像制作について
- ・ 委員長連絡会報告

○住宅防火推進委員会

（令和3年2月24日）

- ・ 交換推進WGについて
- ・ 第113回全国消防長会予防委員会開催
通知について
- ・ 令和2年度中国・四国ブロック女性防
火クラブ幹部研修会報告
- ・ 令和2年版消防白書（住宅火災抜粋）
について
- ・ 新たな住宅防火対策の策定にむけた調
査研究委員会 第3回
- ・ 住宅用火災警報器検定申請数について
- ・ お客様電話相談室受付結果について
- ・ 委員長連絡会について

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第5回 理事・総務合同会議

（令和3年2月16日 書面開催）

- ・ 消火器等の申請・回収状況
- ・ 令和2年度4～1月収支報告
- ・ 機器協会会議報告
- ・ PFOAについて

協会通信

- ・第62期役員選任について
- ・第61期決算見通し及び第62期予算(案)について
- ・第62期事業計画(案)について

○第11回 企業委員会

(令和3年2月18日 書面開催)

- ・消火器の申請・回収状況
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告
- ・旧規格消火器の市場残存本数のシミュレーションについて
- ・PFOAについて
- ・第62期役員・委員推薦について

○第10回 技術委員会

(令和3年2月26日 対面・Web併用会議)

- ・天ぷら油火災について
- ・検定細則等について
- ・PFOAについて

◆(一社)日本消火装置工業会◆

○第192回「第一部技術分科会」

(令和3年2月19日 日本消火装置工業会)

- ・文化財における水系消火設備の施工要領書関係について
- ・その他

○第188回「第二部技術分科会」

(令和3年2月18日 書面開催)

- ・泡消火設備の点検基準の改正に伴う対応について
- ・消火設備の維持管理のご提案資料の変更について
- ・PFOA等規制開始に伴う各種資料の変更について
- ・特殊消火設備の実験について
- ・その他

○第168回「第三部技術分科会」

(令和3年2月16日 書面開催)

- ・二酸化炭素放出事故の再発防止に向けた取り組みについて
- ・異なるメーカーの容器弁交換について
- ・ハロンをむやみに大気放出させない対策について
- ・その他

◆(一社)日本消防ポンプ協会◆

○総務委員会

(令和3年2月9日 書面開催)

- ・理事会について
- ・全国消防機器協会事務局長会議について
- ・令和3年度の予定について
- ・全国消防機器協会会長表彰について
- ・その他

協会通信

検定協会だより 令和3年3月

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
小型消火器	消第 2021～1号	三津浜工業 株式会社	強化液 2.5l (蓄圧式、鉄製)	R3.2.8
消火器用消火薬剤	薬第 2021～1号	三津浜工業 株式会社	消火器用強化液	R3.2.8
定温式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2021～9号	ニッタン株式会社	特種 (12V、70mA)・公称作動温度65°C、 非防水型、普通型、再用型	R3.1.14
	感第 2021～10号	ニッタン株式会社	特種 (12V、70mA)・公称作動温度65°C、 防水型、普通型、再用型	R3.1.14
差動式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2021～11号	ニッタン株式会社	2種 (12V、70mA)、防水型、普通型、 再用型	R3.1.14
定温式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2021～12号	日本ドライケミカル 株式会社	特種 (28V、5mA)・公称作動温度60°C、 防水型、普通型、再用型	R3.1.27
	感第 2021～13号	日本ドライケミカル 株式会社	特種 (28V、5mA)・公称作動温度60°C、 非防水型、普通型、再用型	R3.1.27
	感第 2021～14号	日本ドライケミカル 株式会社	1種 (28V、5mA)・公称作動温度70°C、 防水型、普通型、再用型	R3.1.27
	感第 2021～15号	日本ドライケミカル 株式会社	1種 (28V、5mA)・公称作動温度70°C、 非防水型、普通型、再用型	R3.1.27
差動式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2021～16号	日本ドライケミカル 株式会社	2種 (28V、5mA)、非防水型、普通型、 再用型	R3.1.27
	感第 2021～17号	ニッタン株式会社	2種 (12V、70mA)、非防水型、普通型、 再用型	R3.2.9
流水検知装置	流第 2021～1号	エア・ウォーター 防災株式会社	予作動式 (負圧式)、開放型100 (10K、縦)	R3.1.27
	流第 2021～2号	エア・ウォーター 防災株式会社	予作動式 (負圧式)、開放型150 (10K、縦)	R3.1.27

型式変更承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
GR型受信機 (アナロ グ式、蓄積式及び自 動試験機能付)	受第 2019～19～1号	パナソニック 株式会社	交流100V、外部配線抵抗20Ω、公称蓄積時 間60秒、公称受信温度50°C～80°C、公称受 信濃度 (スポット型) 2.5%/m～17.0%/ m、公称受信濃度 (分離型) 5.0%～80.0%	R3.1.13
	受第 2019～21～1号	日本ドライケミカル 株式会社	交流100V、外部配線抵抗20Ω、公称蓄積時 間60秒、公称受信温度50°C～80°C、公称受 信濃度 (スポット型) 2.5%/m～17.0%/ m、公称受信濃度 (分離型) 5.0%～80.0%	R3.1.13

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
外部試験器	品評外第 2021～1号	日本ドライケミカル 株式会社		R3.1.18
動力消防ポンプ	P2921	株式会社 ベルリング	消防ポンプ自動車、A-2、BLN-1	R3.1.12
消防用吸管	S0307004	オーサカゴム 株式会社	呼称65、合成ゴム、使用温度範囲（-25～ 40℃）	R3.2.4
消防用結合金具	C06BF04A	帝国繊維株式会社	使用圧2.0、差込式受け口、呼称65	R3.1.18
	C11BD07A	株式会社 山田製作所	使用圧2.0、差込式受け口、呼称40	R3.2.5
	C11BE05A	株式会社 山田製作所	使用圧2.0、差込式受け口、呼称50	R3.2.5
消防用ホース	H0224DC06A	櫻護謨株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称40（シングル、 ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	R3.1.21
	H0224EC06A	櫻護謨株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称50（シングル、 ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	R3.1.21
	H0426DE02A	株式会社 横井製作所	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称40（ダブル （内とうポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円 織）（外とうポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、 円織）	R3.1.22
	H0426DI01A	株式会社 横井製作所	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称40（ダブル （内とうポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円 織）（外とうポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、 円織）	R3.1.22
特殊消防ポンプ自動車 又は特殊消防自動車 に係る特殊消火装置	NWTP-10-1	日本機械工業 株式会社	水槽付消防ポンプ自動車	R3.2.8

特定機器評価 型式変更評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
特定初期拡大抑制機器	特評第 276～1号	ヤマトプロテック 株式会社	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置 （希釈容量濃度3%）	R3.1.22

検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	22	3,037	173.7	112.7
	小型	0	0	68	403,774	123.8	101.2
消火器用消火薬剤	大型用	0		4	260	皆増	93.2
	小型用			16	9,635	169.9	93.0
泡消火薬剤		0		11	172,120	144.3	108.0
感知器	差動式スポット型	0	0	41	301,205	135.8	101.7
	差動式分布型	0	0	12	7,410	106.0	89.5
	補償式スポット型	0	0	2	2,500	皆増	343.3
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	100.0
	定温式スポット型	1	0	36	145,859	119.3	100.4
	熱アナログ式スポット型	0	0	10	9,759	110.4	97.5
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	皆減	80.8
	光電式スポット型	3	0	48	168,014	101.3	93.7
	光電アナログ式スポット型	0	0	18	44,953	83.6	83.3
	光電式分離型	0	0	7	190	50.0	104.8
	光電アナログ式分離型	0	0	1	4	3.9	80.8
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	皆減	326.2
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	87.9
	紫外線式スポット型	0	0	1	50	33.3	117.7
	赤外線式スポット型	0	0	8	695	72.5	84.2
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	-	114.5
炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	0	0	12	20,286	107.0	109.1
	P型2級	0	0	10	4,746	93.1	110.4
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		0	0	84	24,877	60.0	93.7
受信機	P型1級	0	0	52	2,672	98.6	95.5
	P型2級	1	0	23	5,460	165.9	82.5
	P型3級	0	0	0	0	皆減	707.3
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	11	124	161.0	94.8
	G型	0	0	5	16	228.6	82.7
	GP型1級	0	0	12	29	61.7	82.5
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	12	34,111	148.1	83.6
GR型	0	0	17	254	106.7	93.0	
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	0	31	142,640	79.1	76.6
流水検知装置		2	0	39	2,069	94.4	108.4
一斉開放弁		0	0	27	1,603	174.0	67.7
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	1	20	62.5	108.1
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	21	13,427	145.9	84.7
緩降機		0	0	4	562	110.2	78.2
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	24	156,618	144.1	82.9
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	33	343,595	69.8	93.9
合計		7	0	723	2,022,574	105.2	95.2

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-
音響装置	0	0	0	0	0	皆減	58.2
予備電源	0	0	0	1	16,000	71.0	86.8
外部試験器	0	0	0	6	237	2,370.0	133.1
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	1	497	118.6	121.5
	受信装置等	0	0	0	0	-	50.0
光警報装置		0	0	0	0	-	17.6
	光警報制御装置	0	0	0	0	皆減	137.3
屋外警報装置		0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	4	13,040	25.8	59.7
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	5	445,000	120.9	97.1
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	4	1,364	71.6	99.1
消火設備用消火薬剤	0	0	0	7	80,511	80.4	86.1
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0	0	84	139	180.5	101.4
	可搬消防ポンプ	0	0	3	297	349.4	103.8
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	2	320	35.9	72.8
	呼称65以下のもの	0	0	2	50	19.2	73.3
消防用ホース	平 40を超えるもの	2	0	15	15,031	57.4	90.5
	平 40以下のもの	1	0	17	36,819	129.3	102.2
	濡れ	0	0	0	0	-	皆増
	保形	0	0	6	8,000	166.7	97.1
消防用結合金具	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	127.3
	差込式	0	0	31	78,676	90.4	94.2
	ねじ式	0	0	22	11,832	119.7	87.3
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	皆減
漏電火災警報器	同一形状	0	0	3	830	皆増	453.0
	変流器	0	0	7	2,998	88.1	91.1
受信機	0	0	6	1,957	59.1	78.6	
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	1	19,889	79.6	142.2
特殊消防ポンプ自動車	2	1	47	53	189.3	108.8	
特殊消防自動車			2	2	66.7	97.7	
可搬消防ポンプ積載車	1	0	5	5	250.0	117.4	
ホースレイヤ	0	0	1	3	皆増	78.0	
消防用積載はしご	0	0	8	230	109.5	99.9	
消防用接続器具	0	0	17	3,304	81.8	87.3	
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
外部試験器の校正				10	25	89.3	110.3
オーバーホール等整備				5	5	100.0	98.2

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

令和3年2月

認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置		0	0	0	37	25,027	84.4	101.5	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	0	49	5,656	91.3	95.0	
	放送設備	2	0	5	73	94,063	131.1	81.1	
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-	
構成部品		0	0	0	0	0	-	-	
総合操作盤		0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	0	11	2,895	76.4	86.4	
	2号消火栓	0	0	0	13	2,252	121.7	81.8	
	広範囲型2号消火栓	0	0	0	6	645	95.4	99.2	
	補助散水栓	0	0	0	0	0	皆減	皆減	
ノズル		0	0	0	15	5,299	51.6	84.4	
認定評価業務		装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
屋内消火栓等		消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	13	76,198	193.9	97.5	
認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
特定駐車場用泡消火設備		0	0	0	14	7,757	117.9	64.6	
認定評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)		0					対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置		0	0	0	9	9	50.0	68.9	
特定機器評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定消防機器等		0	0	0	10	32,430	68.8	112.8	
受託試験及びその他の評価		依頼件数			依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
受託試験(契約等)		0							
受託試験(その他の契約等)					2	2	50.0	76.0	
評価依頼(基準の特例等)		0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

デジタル改革関連6法案が国会に提出され、我が国のデジタル社会の形成を図るための動きが本格化してきました。とりわけ、マイナンバーカードの利便性の向上とその発行・運営体制の強化を図るための「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」や、地方公共団体の情報システムの標準化を実効的に推進するため、事務の処理に用いる情報システムについて国において統一的な基準を策定し、地方公共団体はこの基準に適した情報システムを利用することなどを内容とする「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」には国民の関心が高まりそうです。

中でも、地方公共団体(自治体)の情報システムの標準化については、各自治体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を住民記本台帳や個人住民税などの17の事務に特定した

上で、国は、各自治体のこれらの情報システムについて、クラウド「(仮称)Gov-Cloud」活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すとしています。

自治体の規模は様々であり、標準システムをカスタマイズする必要がある場合の許容範囲やデータ移行など、多くの課題もありそうです。

さて、今月号では、新潟市消防局長の小林佐登司様には巻頭のことばを、消防庁消防研究センターからは「令和3年度消防防災科学技術賞作品募集について」をご寄稿いただき誠にありがとうございました。

4月号では、名古屋市消防局消防長の小出豊明様には巻頭のことばをご寄稿いただき、当協会からは「令和3年度日本消防検定協会予算概要」などを掲載する予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

- (1) 消防用機械器具等の不動作、破損等、性能上のトラブル例

- (2) 消防用機械器具等の使用例(成功例又は失敗例)

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電 話 0422-44-8471 (直通)
E-mail
<kikenka@jfeii.or.jp>

発行 日本消防検定協会

<http://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル4階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル16階
TEL 03-5962-8901 FAX 03-5962-8905

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

